

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内 令和4年度「算定基礎届」の重要なお知らせ

### I. 提出について

提出期間	令和4年7月1日（金）～令和4年7月11日（月）
提出方法	電子申請または事業所の所在地を管轄する事務センターへ郵送 (事業所の所在地を管轄する年金事務所の窓口にも提出することもできます。)

なお、昨年度より「算定基礎届総括表」の提出は不要となりました。

#### 【提出対象者】

令和4年7月1日現在の全ての被保険者および70歳以上被用者が対象となります。

ただし、以下(1)～(4)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和4年6月1日以降に資格取得した方
- (2) 令和4年6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方※
- (4) 8月・9月に月額変更届の提出が予定されている方※

※紙による届出の場合は、(3)および(4)の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄「3.月額変更予定」に○を記入してください。

※(3)の方は、同時に7月改定の「月額変更届」を提出してください。

※電子媒体および電子申請の場合は、(3)および(4)の方を除いて作成してください。

### II. 記入方法の詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください

「算定基礎届」の記入方法等に関する説明動画は、日本年金機構ホームページに掲載しています。詳細は裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。手続きの概要や取り扱いの事例集等にもアクセスできます。

また、よくあるお問い合わせとその回答については、「算定基礎届（定時決定）相談チャット」にて24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

## ご案内 電子申請をご利用ください

○算定基礎届等の提出は電子申請をご利用ください。電子申請を利用されている事業所が増えています。  
(主要な届出※の電子申請実施率は、6割近くとなっています)

※資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

電子申請には、以下のメリットもあります。

- ・紙や電子媒体での申請よりも早く処理がされます。
- ・健康保険被保険者証は、紙で申請するより3～4日早く届きます。
- ・24時間365日いつでもどこでも申請可能です。郵送経費が削減できます。

#### これから電子申請を始める方へ

電子申請の利用手順を説明している動画を日本年金機構のホームページに掲載しています。また、電子申請に関するよくあるお問い合わせについては、「電子申請相談チャット」にて24時間いつでもお答えします。詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための周知・啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

【募集作品】 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

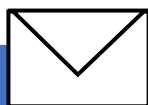
【募集期間】 令和4年6月1日（水）～令和4年9月9日（金）当日消印有効

【応募資格】 中学生以上の方

【賞】 厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

【発表】 受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページで発表します。

※募集の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



## 年金だより

### 年金委員制度のご案内（事業主さまへ）

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

	職域型年金委員について
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

### 出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

#### 日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



#### ツイッター 公式アカウント @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご利用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>